

明治三十八年三月二十三日
閣議第一號（第一）
明治三十八年三月二十三日
明治三十八年三月二十三日

人、其の自由及び団結権の保護に関する条約（第八十七号）
の締結について承認を求むるの件

結社の自由及び団結権の保護に関する条約（第八十七号）
の締結について承認を求むるの件

結社の自由及び団結権の保護に関する条約（第八十七号）の締
結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づ
き、国会の承認を求むる。

理 由

千九百四十八年七月九日に国際労働機関の総会で採択された結社の自由及び団結権の保護に関する条約は、労働者及び使用者の結社の自由を保障し、団結権を保護することを目的としており、その趣旨は望ましいものと認められる。よつて、この条約を締結することといたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

結社の自由及び団結権の保護に関する条約(第八十七号)

結社の自由及び団結権の保護に関する条約（第八十七号）

国際労働機関の総会は、

理事会によりサン・フランシスコに招集されて、千九百四十八年六月十七日にその第三十一回会期として会合し、

この会期の議事日程の第七議題である結社の自由及び団結権の保護に関する提案を条約の形式により採択することを決定し、

国際労働機関憲章の前文が、「結社の自由の原則の承認」は労働条件を改善し、かつ、平和を確立する手段であると宣言していることを考慮し、

フィラデルフィア宣言が、「表現及び結社の自由は不断の進歩のために欠くことができない」ことを再確認していることを考慮し、

国際労働総会が、その第三十回会期において、国際的規制の基礎となる原則を全会一致で採択したことを考慮し、

国際連合総会が、その第二回会期において、この原則を是認し、かつ、一又は二以上の国際条約を採択すること

とができるようにあらゆる努力を続けることを国際労働機関に要請したことを考慮して、

次の条約（引用に際しては、千九百四十八年の結社の自由及び団結権保護条約と称することができる。）を千九百四十八年七月九日に採択する。

第一部 結社の自由

第一条

この条約の適用を受ける国際労働機関の各加盟国は、次の諸規定を実施することを約束する。

第二条

労働者及び使用者は、事前の認可を受けることなしに、自ら選択する団体を設立し、及びその団体の規約に従うことのみを条件としてこれに加入する権利をいかなる差別もなしに有する。

第三条

1 労働者団体及び使用者団体は、その規約及び規則を作成し、自由にその代表者を選び、その管理及び活動について定め、並びにその計画を策定する権利を有する。

2 公の機関は、この権利を制限し又はこの権利の合法的な行使を妨げるようないかなる干渉をも差し控えない

ればならない。

第四条

労働者団体及び使用者団体は、行政的権限によつて解散させられ又はその活動を停止させられてはならない。

第五条

労働者団体及び使用者団体は、連合及び総連合を設立し並びにこれらに加入する権利を有し、また、これらの団体、連合又は総連合は、国際的な労働者団体及び使用者団体に加入する権利を有する。

第六条

この条約第二条、第三条及び第四条の規定は、労働者団体及び使用者団体の連合及び総連合に適用する。

第七条

労働者団体及び使用者団体並びにそれぞれの連合及び総連合による法人格の取得については、この条約第二条、第三条及び第四条の規定の適用を制限するような性質の条件を付してはならない。

第八条

1 この条約に規定する権利を行使するに当たつては、労働者及び使用者並びにそれぞれの団体は、他の個人又

は組織化された集団と同様に国内法令を尊重しなければならない。

- 2 国内法令は、この条約に規定する保障を阻害するようなものであつてはならず、また、これを阻害するように適用してはならない。

第九条

- 1 この条約に規定する保障を軍隊及び警察に適用する範囲は、国内法令で定める。
- 2 国際労働機関憲章第十九条8に掲げる原則に従い、加盟国によるこの条約の批准は、この条約の保障する権利を軍隊又は警察の構成員に与えている既存の法律、裁定、慣行又は協約に影響を及ぼすものとみなされない。

第十条

この条約において「団体」とは、労働者又は使用者の利益を増進し、かつ、擁護することを目的とする労働者団体又は使用者団体をいう。

第二部 団結権の保護

第十一条

この条約の適用を受ける国際労働機関の各加盟国は、労働者及び使用者が団結権を自由に行使することができ

ることを確保するために、必要にしてかつ適当なすべての措置をとることを約束する。

第三部 雑則

第十二条

- 1 この条約を批准する国際労働機関の各加盟国は、千九百四十六年の国際労働機関憲章の改正文書によつて改正された国際労働機関憲章第三十五条に掲げる地域のうち同条4及び5に掲げる地域以外のものについては、批准と同時に又はその後なるべくすみやかに、次の事項を述べる宣言を国際労働事務局長に通知しなければならない。

- (a) 当該加盟国がこの条約の規定を変更を加えることなく適用することを約束する地域
- (b) 当該加盟国がこの条約の規定を変更を加えて適用することを約束する地域及びその変更の細目
- (c) この条約を適用することができない地域及びその適用することができない理由
- (d) 当該加盟国が決定を留保する地域

- 2 1(a)及び(b)に掲げる約束は、批准の不可分の一部とみなされ、かつ、批准と同一の効力を有する。

- 3 いずれの加盟国も、1(b)、(c)又は(d)に基づきその最初の宣言において行なつた留保の全部又は一部をその後

の宣言によつていつでも取り消すことができる。

- 4 いずれの加盟国も、第十六条の規定に従つてこの条約を廃棄することができる期間中はいつでも、前の宣言の条項を他の点について変更し、かつ、指定する地域に関する現況を述べる宣言を事務局長に通知することができる。

第十三条

- 1 この条約の主題たる事項がいずれかの非本土地域の自治権内にあるときは、当該地域の国際関係について責任をもつ加盟国は、当該地域の政府と合意して、当該地域のためにこの条約の義務を受諾する宣言を国際労働事務局長に通知することができる。

- 2 この条約の義務を受諾する宣言は、次のものが国際労働事務局長に通知することができる。

- (a) 国際労働機関の二以上の加盟国の共同の権力の下にある地域については、その二以上の加盟国
- (b) 国際連合憲章又はその他によつて国際機関が施政の責任をもつ地域については、その国際機関

- 3 1及び2の規定に従つて国際労働事務局長に通知する宣言は、当該地域内でこの条約の規定を変更を加えることなく適用するか又は変更を加えて適用するかを示さなければならない。その宣言は、この条約の規定を変

更を加えて適用することを示している場合には、その変更の細目を示さなければならない。

- 4 関係のある一若しくは二以上の加盟国又は国際機関は、前の宣言において示した変更を適用する権利の全部又は一部をその後の宣言によつていつでも放棄することができる。

- 5 関係のある一若しくは二以上の加盟国又は国際機関は、第十六条の規定に従つてこの条約を廃棄することができる期間中はいつでも、前の宣言の条項を他の点について変更し、かつ、この条約の適用についての現況を述べる宣言を国際労働事務局長に通知することができる。

第四部 最終規定

第十四条

この条約の正式の批准は、登録のため国際労働事務局長に通知しなければならない。

第十五条

- 1 この条約は、国際労働機関の加盟国でその批准が事務局長により登録されたもののみを拘束する。
- 2 この条約は、二加盟国の批准が事務局長により登録された日の後十二箇月で効力を生ずる。
- 3 その後は、この条約は、いずれの加盟国についても、その批准が登録された日の後十二箇月で効力を生ずる。

第十六条

- 1 この条約を批准した各加盟国は、この条約が最初に効力を生じた日から十年の期間の満了の後、登録のため国際労働事務局長に通知する文書によつてこの条約を廃棄することができる。その廃棄は、それが登録された日の後一年間は効力を生じない。
- 2 この条約を批准した各加盟国で、1に掲げる十年の期間の満了の後一年以内にこの条に定める廃棄の権利を行使しないものは、さらに十年間拘束を受けるものとし、その後は、この条に定める条件に基づいて、十年の期間が満了するごとにこの条約を廃棄することができる。

第十七条

- 1 国際労働事務局長は、国際労働機関の加盟国から通知を受けたすべての批准、宣言及び廃棄の登録をすべての加盟国に通告しなければならない。
- 2 事務局長は、通知を受けた二番目の批准の登録を国際労働機関の加盟国に通告する際に、この条約が効力を生ずる日について加盟国の注意を喚起しなければならない。

第十八条

国際労働事務局長は、前諸条の規定に従つて登録されたすべての批准、宣言及び廃棄の完全な明細を国際連合憲章第百二条による登録のため国際連合事務総長に通知しなければならない。

第十九条

国際労働機関の理事会は、この条約の効力発生の後十年の期間が満了することに、この条約の運用に関する報告を総会に提出しなければならず、また、この条約の全部又は一部の改正に関する問題を総会の議事日程に加えることの可否を審議しなければならない。

第二十条

- 1 総会がこの条約の全部又は一部を改正する条約を新たに採択する場合には、その改正条約に別段の規定がない限り、
 - (a) 加盟国による改正条約の批准は、改正条約の効力発生を条件として、第十六条の規定にかかわらず、当然この条約の即時の廃棄を伴う。
 - (b) 加盟国によるこの条約の批准のための開放は、改正条約が効力を生ずる日に終了する。
- 2 この条約は、この条約を批准した加盟国で改正条約を批准していないものについては、いかなる場合にも、

その現在の形式及び内容で引き続き効力を有する。

第二十一条

この条約の英語及びフランス語による本文は、ひとしく正文とする。

以上は、国際労働機関の総会が、サン・フランシスコで開催されて千九百四十八年七月十日に閉会を宣言されたその第三十一回会期において、正当に採択した条約の真正な本文である。

以上の証拠として、われわれは、千九百四十八年八月三十一日に署名した。

総会議長

ジュスタン・ゴダール

国際労働事務局長

エドワード・フィーラン

昭和三十六年三月

結社の自由及び団結権の保護に
関する条約（第八十七号）の説明書

外 務

省 省

省 省

目次

一 条約の成立経緯.....	一
二 条約の内容.....	二
三 国内法との関係.....	四

一 条約の成立経緯

結社の自由及び団結権は、労働条件の改善並びに労働者の地位及び生活水準の向上のため労働者に欠くことのできない権利であり、国際労働機関（ILO）は、憲章の前文において結社の自由の原則こそ労働条件を改善し、平和を確立する手段であると宣言し、またILOの目的を述べたフィラデルフィア宣言においても結社の自由をその根本原則の一として掲げている。

一九四七年二月の国際連合の第四回経済社会理事会は、「労働組合権の行使及び発展に対する保障」の問題を審議し、ILOに対してこの問題を総会の議題として審議するよう要請する決議を採択した。よつてILOは、同年六月の第三十回総会において、「結社の自由並びに団結権及び団体交渉権の保護に関する決議」を採択すると共に、将来の総会でこの決議の趣旨を条約として採択することを決定した。

第三十回総会で採択された右の決議の内容は、一部は翌一九四八年七月九日に第三十一回総会において「結社の自由及び団結権の保護に関する条約」（第八十七号）として採択され、一部は一九四九年七月一日に第三十二回総会において「団結権及び団体交渉権についての原則の適用に関する条約」（第九十八号）として採択された。

この「結社の自由及び団結権の保護に関する条約」（第八十七号）は、一九五〇年七月四日に効力を生じたが、本年二月一日までにこの条約を批准した国は次の四十三箇国である。

アルバニア、アルゼンティン、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、ビルマ、白ロシア、カメ

ルーン、コスタリカ、キューバ、デンマーク、ドミニカ、フィンランド、フランス、ドイツ、グアテマラ、ギニア、ホンデュラス、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イスラエル、イタリア、ルクセンブルグ、マリ連邦、メキシコ、オランダ、ノールウェー、パキスタン、パナマ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ルーマニア、スウェーデン、トーゴ、チュニジア、ウクライナ、ソヴィエト連邦、アラブ連合、連合王国、ウルグァイ、ユーゴスラヴィア

なお、前記「団結権及び団体交渉権についての原則の適用に関する条約」(第九十八号)については、わが国は、一九五三年十月二十日にこれを批准した。

二 条約の内容

この条約は、前文及び四部十七箇条から成り、その内容は、概略次のとおりである。

1 前文はILO憲章の前文及びフィラデルフィア宣言が結社の自由の原則を承認していることを考慮し、国際連合との協力の下にこの条約が一九四八年七月九日にILOの第三十一回総会で採択されたものであることを述べている。

2 第一部は、十箇条から成り結社の自由について規定したものである。その主要な点は、次のとおりである。

(1) 労働者及び使用者は、事前の認可を受けることなしに、自ら撰択する団体を設立し、及びこれに加入する権利をいかなる差別もなしに有すること(第二条)。

(2) 労働者団体及び使用者団体は、公の機関の干渉を受けることなしに、規約及び規則を作成

し、代表者を選ぶ等、その内部事項を自由に処理する権利を有すること(第三条)。

(3) 労働者団体及び使用者団体は、行政的権限によつて、解散又は活動を停止させられないこと(第四条)。

(4) 労働者団体及び使用者団体は連合及び総連合を設立し並びにこれらに加入する権利を有し、また労使の団体、連合又は総連合は国際的な労使団体に加入する権利を有すること(第五条及び第六条)。

(5) 労使の団体、連合及び総連合が法人格を取得する場合に、第二条、第三条及び第四条の規定の適用を制限するような性質の条件を付してはならないこと(第七条)。

(6) 労働者及び使用者並びにそれぞれの団体は、条約に規定する権利を行使するに当たつては、他の個人又は集団と同様に、その国の法律を尊重しなければならない。又その国の法律は条約に規定する保障を阻害するようなものであつてはならず、また、これを阻害するように適用してはならないこと(第八条)。

(7) 条約に規定する保障を軍隊及び警察に適用する範囲は国内の法令で定めること(第九条)。

3 第二部は、一箇条から成り団結権の保護に関する規定であつて、加盟国は労働者及び使用者が団結権を自由に行使することができるように、必要にしてかつ適当なすべての措置をとるべきことについて規定している(第十一条)。

4 第三部は、雑則で、非本土地域に対するこの条約の適用関係について規定している。

5 第四部は、最終規定でこの条約の批准、効力発生、廃棄、改正及び改正条約との関係等について規定している。

四

三 国内法との関係

わが国においては、憲法、労働組合法、公共企業体等労働関係法、地方公営企業労働関係法、国家公務員法及び地方公務員法等によつて、条約の規定する保障は概ねこれを確保しているが、代表者の自由選出等については、現在国会に提出中の改正法律案の成立によつてその実施が確保されるので、条約の規定はすべて実現されることになる。